

令和4年度

第2回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和4年5月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和4年度第2回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター5階美術・視聴覚室に招集した。

<会議に付した議案>

| | | |
|-------|------------------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について | 13件 |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について | 1件 |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について | 5件 |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用） | 1件 |
| 議案第5号 | 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について | 1件 |
| 議案第6号 | 千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について | 11件 |
| 議案第7号 | 相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について | 1件 |
| 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について | 1件 |
| 報告第2号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について | 17件 |
| 報告第3号 | 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について | 51件 |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について | 3件 |
| 報告第5号 | 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について | 1件 |
| 報告第6号 | 地目変更登記に係る照会に対する回答について | 18件 |
| 報告第7号 | 令和3年度 農業委員会年次報告について | |

<出席委員> (16名)

1番 小川友安

4番 齊藤元治

6番 橋本泉

8番 横山清亮

10番 中村浩道

12番 佐々木貴史

14番 齊藤憲次

16番 市原律子

3番 深谷耕司

5番 清宮惠理子

7番 長谷川秀明

9番 長谷部衡平

11番 秋庭重樹

13番 猪野桃夫

15番 石井一也

17番 高橋芳和

<欠席委員> (1名)

2番 浅川政明

<事務局説明員>

事務局長 表谷拓郎

農地活用班長 中村健一

農地指導班長 惠美彰憲

次長 中田照子

農地審査班長 高山智裕

農地保全班 小野悠華

| | |
|----------------------------|---|
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>開 会 (午後2時00分)</p> <p>ただいまより、令和4年度第2回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p>議席番号 15番 石井 一也 委員 議席番号 16番 市原 律子 委員</p> <p>のご両名にお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p> |
| <p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p> | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから2ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります千葉県四街道市和良比に在住の方が、義務者であります若葉区若松町に在住の方が所有する同区若松町の農地を、新規就農のため、賃借権を設定するものです。</p> <p>面接した権利者によりますと、農業従事者は、実家で行われていたピーマンの栽培や、農業大学校に通いながら多品種少量生産の経験をしています。</p> <p>将来においては、規模拡大を視野に入れて取り組み、法人化を目指すとのことです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、パクチー、ヤーコン、トウモロコシなどを予定しております。</p> |

次に第2項です。

お手元の資料3ページから9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中野町に本店の所在する法人が、義務者であります若葉区中野町に在住の方が所有する同区中野町の農地を、経営規模拡大のため、賃借権を設定するものです。

申請地の取得後の作目は、そば、小麦を予定しております。

議案書2ページをご覧ください。

次に第3項です。

本案件は第4項から第7項までと一体案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料10ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区都賀の台4丁目に在住の方が、義務者であります花見川区畑町に在住の方々が所有する同区畑町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転及び賃借権の設定をするものです。

申請地の取得後の作目は、大根、ネギを予定しております。

議案書4ページをご覧ください。

次に第8項です。

本案件は第9項と一体案件となりますので、一括して、ご説明します。

お手元の資料11ページと12ページをご参照ください。

本案件は、第8項の権利者であります緑区あすみが丘8丁目に在住の方と、第9項の権利者であります神戸市西区岩岡町野中に在住の方が、それぞれが所有する若葉区大宮町の農地を、農作業の効率化のため、所有権の移転（交換）をするものです。

申請地の取得後の作目は、第8項が大根、ネギ、大豆、第9項がオリーブを予定しております。

議案書5ページをご覧ください。

次に第10項です。

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>議場</p> | <p>本案件は第11項と関連案件となりますので、一括して、ご説明します。</p> <p>お手元の資料13ページと14ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区小間子町に在住の方が、義務者であります若葉区高根町に在住の方が所有する同区高根町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、水稻、さといもを予定しております。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>次に第12項です。</p> <p>お手元の資料15ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区あすみが丘9丁目に在住の方が、義務者であります緑区おゆみ野6丁目に在住の方が所有する同区小山町の農地を、経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、落花生を予定しております。</p> <p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>次に第13項です。</p> <p>本案件は、議案第4号第1項と関連案件となっておりますので、議案第4号第1項の時に、一括して、説明させていただきます。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>———— 質問・意見等なし ————</p> |
|---------------------------------|--|

| | |
|----------------------------|---|
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、第13項を除き許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議場</p> | <p>———— 挙手 ————</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>賛成全員でございますので、議案第1号は、第13項を除き許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p> |
| <p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p> | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料16ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、貸駐車場用地とするものです。</p> <p>申請土地は、千葉県立泉高等学校から南西に約400メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資のっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| 議場 | <p style="text-align: center;">——— 質問・意見等なし ———</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 議場 | <p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明をお願いします。</p> |
| 事前審査第1班 (佐々木班長) | <p>ご説明いたします。</p> <p>議案第3号ですが、第1項から第3項につきましては、現地調査を実施いたしました。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>はじめに第1項です。</p> <p>お手元の資料17ページから20ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、車両置場・資材置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、蘇我インターチェンジから南東に約1.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、隣接地との間の畔により、土砂の流出を防止します。</p> |

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

お手元の資料21ページから23ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、貸駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約600メートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

議案書10ページをご覧ください。

次に第3項です。

お手元の資料24ページから27ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、家屋の連坦図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉市消防学校から南に約200メートルに位置する農地です。

農地区分は、10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しました。

第1種農地は原則転用が不可とされていますが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、集落に接続して設置される住宅であることから例外として認められるものです。

被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は合併処理浄化槽による処理後、側溝に接続し、雨水は浸透施設にて流出抑制後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第4項です。

お手元の資料28ページから29ページをご参照ください。

| | |
|-----------------------|---|
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>資料は位置図、融資証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、自動車一般整備工場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール千城台駅から南西に約1.2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留施設にて処理後、雨水管へ接続します。</p> <p>他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。</p> <p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>お手元の資料30ページから31ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。</p> <p>申請土地は、中田スポーツセンターから北西に約600メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第1班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等あり</p> |
|-----------------------|---|

| | |
|----------------------------|--|
| | <p>ましたら、挙手をもってお願いします。</p> |
| <p>清宮委員</p> | <p>第5項について、権利者である会社は、どのような事業を行っているのでしょうか。また、申請理由について、「既存の駐車場が手狭となるため、申請地を車両置場用地としたい。」とのことですが、どういった車両を置くための駐車場なのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>権利者は、家電製品等のリサイクルを行っている会社です。</p> <p>下大和田町に作業車両及び資材の置場を所有していますが、資材が増えて手狭になったことから、申請土地を車両置場としたいとのことです。</p> |
| <p>清宮委員</p> | <p>何台くらいの車両を置く予定なのでしょうか。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>4 tトラックを8台駐車する予定です。</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、議案第3号について、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議場</p> | <p>———— 挙手 ————</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>賛成全員でございますので、議案第3号については許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」及び関連案件である議案第1号第13項を上程いたします。</p> <p>事前審査第1班班長、ご説明願います。</p> |
| <p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p> | <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>また本件は、関連案件として議案第1号第13項の、営農型太陽光発電</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>施設用地の上空部分に設定する区分地上権の更新についても、併せて、ご審議いただくものです。</p> <p>資料の32ページから34ページの位置図、公図、土地利用計画図をご覧ください。</p> <p>本件は、東京都に所在を置く法人が、千葉市緑区板倉町在住の方が所有する緑区大木戸町の畑1筆において、既存の営農型太陽光発電設備用地に係る一時転用許可の再取得（期間の更新）をするものです。</p> <p>施設の概要としましては、 パネルの設置面積1,012.50平方メートルです。 農地に接地する面積0.4平方メートルです。 発電出力は49.5キロワットです。 一時転用期間は、令和4年5月21日から令和14年5月20日までです。</p> <p>また、申請土地の下部の農地での営農作目は落花生で、最初の収穫予定は令和4年9月頃を予定しております。</p> <p>事前審査第1班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第4号及び、関連案件である議案第1号第13項を、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>当初許可は令和元年5月21日から3年間で、これを更新するわけですが、今回は期間が10年となります。</p> <p>通常3年間であるところを10年間とする要件として、「担い手が自ら所有する農地または賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地を利用する場合」と定められていますが、本件は、耕作者が担い手であることをもって、当該要件を満たしていると判断したということで</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | |
| <p>梶本委員</p> | |

| | |
|--------------------|---|
| | しょうか。 |
| 事務局 | 耕作者が認定農業者となったことで、期間を10年とすることを認めたものです。 |
| 横山委員 | 収穫実績はどのような状況でしょうか。 |
| 事務局 | 当初許可期間における作目であるニンニクの収量は1,000平方メートルあたり571.19キログラムで、県の平均収量の約97.9パーセントとなっており、平均水準の8割以上という要件を満たしています。 |
| 横山委員 | 更新後は、作目を変更するということでしょうか。 |
| 事務局 | 近隣の方から、ニンニク臭に係る苦情が入り、作目を変更することとしたものですが、期間の更新に支障はありません。 |
| 議長 (長谷部会長) | 他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。 |
| 議場 | ———— 挙手 ———— |
| 議長 (長谷部会長) | 賛成全員でございますので、議案第4号及び議案第1号第13項は、許可と決定いたします。 |
| | 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、説明をお願いします。 |
| 事前審査第1班 (佐々木班長) | ご説明いたします。 議案書13ページをご覧ください。 第1項です。 |

| | |
|-----------------------|--|
| | <p>お手元の資料35ページから39ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、平成29年6月19日付千葉県指令農委第5号の19において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。</p> <p>変更内容は、転用面積の変更です。</p> <p>変更の理由は、転用計画地の一部所有者と連絡が取れなくなり、所有権移転なども不可能となったため、連絡の取れない所有者が所有する土地を除外した内容に計画を変更することです。</p> <p>これにより、農地の転用面積が約950平方メートル減少となります。農地以外の一体利用地については増加しております。</p> <p>なお、転用計画に関する事業計画、資金計画については変更ありません。</p> <p>事前審査第1班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> |
| <p>議場</p> | <p>——— 質問・意見等なし ———</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議場</p> | <p>——— 挙手 ———</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>賛成全員でございますので、議案第5号は承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第1班班長、説明をお願いします。</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p> | <p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、東京都目黒区上目黒在住の方が所有する若葉区中田町の田1筆、面積2,610平方メートルを若葉区大井戸町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>第2項から15ページの第3項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区あすみが丘在住の農家の方が、同区板倉町在住の方、他1名が所有する同区板倉町、大椎町の畑8筆、合計面積5,281平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「キャベツ、ブロッコリー」です。</p> <p>第4項は、緑区越智町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積2,029平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「大根」です。権利者は高齢ですが、後継となる子が従事しております。</p> <p>次に、16ページをご覧ください。</p> <p>第5項は、若葉区加曽利町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,242平方メートルに使用賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「トマト、さつまいも、落花生」です。</p> <p>第6項は、若葉区中田町在住の農家の方が、同町在住の方、2名が所有する同町の畑1筆、面積2,251平方メートルに使用賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「大根、人参、落花生」です。</p> <p>次に、17ページをご覧ください。</p> |
|----------------------------|--|

第7項は、千葉県八千代市大和田在住の農家の方が、花見川区横戸町在住の方、他1名が所有する同町の畑1筆、面積786平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は3年、権利者の作付品目は「トマト、白菜」です。

第8項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件で、全ての案件が一括方式です。

第8項から18ページの第10項は、権利者が同一のため一括して説明します。

緑区おゆみ野中央所在の農地所有適格法人が、同区高田町在住の方、他2名が所有する同区平川町の畑4筆、合計面積7,932平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ブルーベリー、いちじく」です。

次に、19ページをご覧ください。

第11項は、緑区土気町所在の農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積2,701平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は「水稻」です。

第1項から第11項の合計面積は、24,832平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

第1項から第11項について、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されます。

議案第6号についての説明は以上でございます。

議長

(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。

| | |
|----------------------------|--|
| <p>清宮委員</p> | <p>第1項について、権利者が所有する畑の一部が耕作されておらず、雑草が出ている状態であり、近隣の農業者から、適正な保全管理の実施について要望が上がっていることから、是正するよう指導していただきたい。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>然るべき指導を行った上で、農用地利用集積計画の公告手続きを進めるとともに、農地パトロール等を通じて、状況確認を行います。</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第1班班長の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| <p>議場</p> | <p style="text-align: center;">—— 挙 手 ——</p> |
| <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>賛成全員でございますので、議案第6号については、原案どおり決定いたします。</p> |
| <p>事前審査第1班 (佐々木班長)</p> | <p>次に、議案第7号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。 事前審査第1班班長、ご説明願います。 ご説明いたします。 議案書の20ページをご覧ください。 千葉南税務署管内の相続税の納税猶予を受けて、20年経過予定案件です。 第1項です。 緑区高田町の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区高田町の田4筆、合計面積6,526平方メートル及び同区同町の畑3筆、合計面積8,491平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、令和4年4月28日の現地調査により、石井推進委員に確認してい</p> |

| | |
|---------------|--|
| | <p>ただきました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>ただいまの、事前審査第1班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> |
| 議場 | <p>———— 質問・意見等なし ————</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第1班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> |
| 議場 | <p>———— 挙手 ————</p> |
| 議長 (長谷部会長) | <p>賛成全員でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>報告案件についてご説明いたします。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出については、相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の24ページまでに17件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理</p> |

通知書を交付いたしました。

議案書の25ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、土地所有者以外の者が、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の32ページまでに51件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の33ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知については、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について、農業委員会に通知するもので、3件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の34ページをご覧ください。

報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについては、許可処分を受けた当事者が、当該許可処分の取消を受けようとするもので、1件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の35ページをご覧ください。

報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答については、議案書の36ページまでに18件ございました。申請地の現況について、農地であるか非農地であるか、法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも内容については記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

報告第7号「令和3年度農業委員会年次報告について」です。

本件は令和3年度の農業委員会への申請状況や委員の活動状況をまとめてご報告するものです。

議案書別冊の、1ページをお願いします。

はじめに1の「農地の権利移動（第3条）及び農地転用（第4条、第5

条)等の状況」ですが、

(1)「農地法第3条の状況」については、件数は、146件、面積は、774,829㎡です。前年度に比べ、件数で34件増加し、面積も、225,593㎡増加しました。

次に(2)「農地法第4条の状況」については、件数は、222件、面積は、104,568㎡です。前年度に比べ、件数で48件増加し、面積も、36,835㎡増加しました。

(3)「農地法第5条の状況」については、件数は、658件、面積は354,922㎡です。前年度に比べ、件数は40件増加し、面積は34,979㎡減少しました。

次に(4)「現況確認書(非農地証明)の交付状況」については、交付件数は、7件、面積は、4,124㎡です。

次に(5)「贈与税・相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付状況」ですが、相続税の交付件数は、4件、面積は、13,019㎡です。贈与税の交付は、ありませんでした。

次に(6)「登記官からの地目変更登記に係る照会状況」についてです。照会件数は、192件、面積は、208,000㎡、現地調査回数は、2回です。

ただ今、ご説明しました、農地法第3条・4条・5条等の詳細については、次ページに記載していますので、後ほど、ご覧ください。

次に3ページをお願いします。

4「農地違反転用防止対策事業」ですが、(1)未然防止の啓発、(2)違反転用の主な事例、(3)指導体制の強化につきましては、記載のとおりです。

(4)事業実績ですが、違反転用件数が25件で、そのうち22件が是正に至っており、3件が是正指導中です。違反転用の内訳、件数については、無許可造成が9件と最も多くなっております。

次に4ページをご覧ください。

5「農地改革関連事務」ですが、農地改革に係る買収・売渡等の調査及び資料提供を行う事務ですが、令和3年度の相談件数は、0件でした。

6「農業委員会による和解の仲介」についても、令和3年度の申立ては、ありませんでした。

7「国有農地等に関する管理」の状況ですが、(1)表の下段、「計」の欄をご覧ください。令和4年3月末現在で、平成21年の農地法改正以前に国が取得した国有農地は、67筆、26,854㎡となっています。

(2)開拓財産の処分は0件です。

また、(3)農地法改正後に取得した国有農地は1筆、991㎡です。

次に5ページをご覧ください。

8「農地銀行」についてですが、始めに、(1)農地銀行活動として、昨年12月22日、千葉県教育会館で開催された、「経営力強化・農地集積促進シンポジウム」に参加しました。

利用権の終期満了に伴う再設定の通知を貸し手47戸、借り手43戸に行いました。

農地銀行制度の普及・啓発を図るため、ホームページへの通年掲載を行いました。

続きまして、(2)「農地銀行登録・権利設定状況」についてですが、令和3年度の登録状況は、103筆、119,178㎡です。

累計として、現在、528筆、569,016㎡登録されています。

続きまして、(3)「年度別利用権設定状況」についてですが、令和3年度の利用権設定面積は、新規設定が404,287㎡で、再設定が309,110㎡、合計713,397㎡となっています。

次に6ページをお願いします。

9「農業委員会だより」についてですが、令和3年度につきましても農業委員会だよりを、農家の方々に農業に関する各種施策や営農情報等を提供するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員で構成する編集委員会で企画・編集し、農業組合長を通じ、農家に配布いたしました。

発行部数、発行回数につきましては、記載のとおりです。

掲載の内容については、表のとおりで、特定生産緑地の指定、千葉市食のブランド「千」の認定品紹介、農業者年金などに関する情報提供を行い

| | |
|---|---|
| <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> | <p>ました。</p> <p>次に7ページをお願いします。 10「会議開催状況」です。 表の部分になりますが、農業委員会総会を12回開催しました。</p> <p>次に8ページをお願いします。農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議を2回開催しました。 農業委員、推進委員で構成する班の活動を合計18回開催いたしました。</p> <p>報告第7号「令和3年度農業委員会年次報告」は以上になります。</p> <p>ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第2回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午後2時55分)</p> |
|---|---|